

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の 中長期目標（第 2 期）変更案について

1. 変更の背景

- 令和 3 年度補正予算や「ワクチン開発・生産体制強化戦略」（令和 3 年 6 月 1 日閣議決定）の策定等の状況変化を踏まえ、以下のよう
な観点から AMED 第 2 期中長期目標を変更する必要性がある。
 - ①国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第 17 条の 2 の規定によ
り、基金事業を実施する際には、主務大臣が中長期目標において定める
必要があるところ、令和 3 年度補正予算における基金事業の実施にあ
たり中長期目標上明記する必要がある。
 - ・ワクチン・新規モダリティ研究開発事業（内閣府所管）
 - ・ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成（文部科学省所管）
 - ・創薬ベンチャーエコシステム強化事業（経済産業省所管）
 - ②令和 3 年 6 月 1 日に閣議決定された「ワクチン開発・生産体制強化戦略」を
中長期目標等上位置付ける必要がある。
 - ③その他所要の修正
- このため、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第 20 条第 1 項の
規定に基づき、健康・医療戦略推進本部の意見を聴くもの。

2. 中長期目標の変更案

別紙のとおり

以上